

高 坂 墓 園

お申し込みのご案内

令和4年4月

常 滑 市

高坂墓園墓所使用者募集要項

お申し込みの前に、この案内書をよくお読みいただき、使用の条件をあらかじめご確認ください。

1. 区画・永代使用料・管理料

区画	永代使用料			管理料
	新品※1	新古※2	中古※3	
Aブロック		254,400 円	127,200 円	1 年間 3,300 円
Fブロック		254,400 円	127,200 円	
Bブロック		288,000 円	144,000 円	
Cブロック		288,000 円		
Gブロック	360,000 円	288,000 円	144,000 円	
Eブロック	400,000 円	320,000 円		

各区画の残区画数については都市計画課までお問い合わせください。

※1 購入歴がない区画

※2 購入歴があるものの墓標設置歴はない区画

※3 墓標設置歴のある区画

2. 申込資格

(1) 墓所の使用を申し込むことができる方は以下のとおりです。

- ・本市に引き続き3ヵ月以上在住する方
- ・市外の方で本市に本籍のある方
- ・市外の方で本市に墓地のある方

(2) 申し込みは、1世帯1区画に限ります。

原則として世帯主の名義でお申し込みください。

3. 申込方法

(1) 希望の墓所を選んでいただき、空墓所か確認の上、その墓所の区画番号を申請書に記入していただきます。(申請書は常滑市役所建設部都市計画課で受け取り、もしくは常滑市役所HPからダウンロードできます。)

(2) 市から申請者様宛に永代使用料の納付書と管理料の納付書の2枚を送付いたします。一括払いで、納期限までに金融機関へ払い込みください。

(3) 永代使用料と管理料の納付が確認できましたら、市から申請者様宛に使用許可書を送付いたします。

なお、使用許可された墓所は、後日変更できませんので、現地を十分にご覧の上、墓所の区画番号を確認してお申し込みください。

4. 申込受付

場 所 常滑市役所建設部都市計画課 (2階 10番窓口)

5. 申し込みに必要なもの

- ・ 高坂墓園墓所使用許可申請書
- ・ 口座番号及び届出印鑑（翌年度からの管理料口座引落用）
- ・ 添付書類（下表参照）

申請資格者	添付書類
本市に引き続き3ヵ月以上在住の方	・ 住民票
市外の方で本市に本籍のある方	・ 住民票 ・ 保証人の住民票 （本市に在住する20歳以上の者1名）
市外の方で本市に墓地のある方	・ 住民票 ・ 保証人の住民票 （本市に在住する20歳以上の者1名） ・ 墓地管理者の証明書

※ 住民票を申請する際には、必ず「世帯全員の全部記入のもの」と申請してください。

6. 管理料の払い込み

4月1日時点の所有者に請求させていただきます。また、年度途中で返還された場合でも管理料の還付はございませんのでご了承ください。

墓所の使用について

1. 墓所の使用

- (1) 墓標等の建立・遺骨の埋蔵などに使用許可証が必要ですので、大切に保管してください。
- (2) 墓所の使用権は、墓所を売り渡すものではありませんので、他人に転貸または譲渡することはできません。
- (3) 使用許可を受けた墓所の管理（除草等）は、使用者で行っていただきます。

2. 使用権の承継

墓所の使用権は、祖先の祭しを主宰する方に限り、承継できます。

3. 使用権の消滅

使用者の住所や生死が不明となって10年を経過し、かつ、祖先の祭しを主宰する者がいないときは、使用権は消滅します。

4. 墓所の返還

使用許可を受けた後で、未使用の墓所を返還される場合は、永代使用料を次のとおり還付します。

- (1) 使用許可を受けた日から1年以内 — 使用料の80%
- (2) 使用許可を受けた日から3年以内 — 使用料の60%
- (3) 使用許可を受けた日から5年以内 — 使用料の40%
- (4) 使用許可を受けた日から5年を経過 — 返還しない。

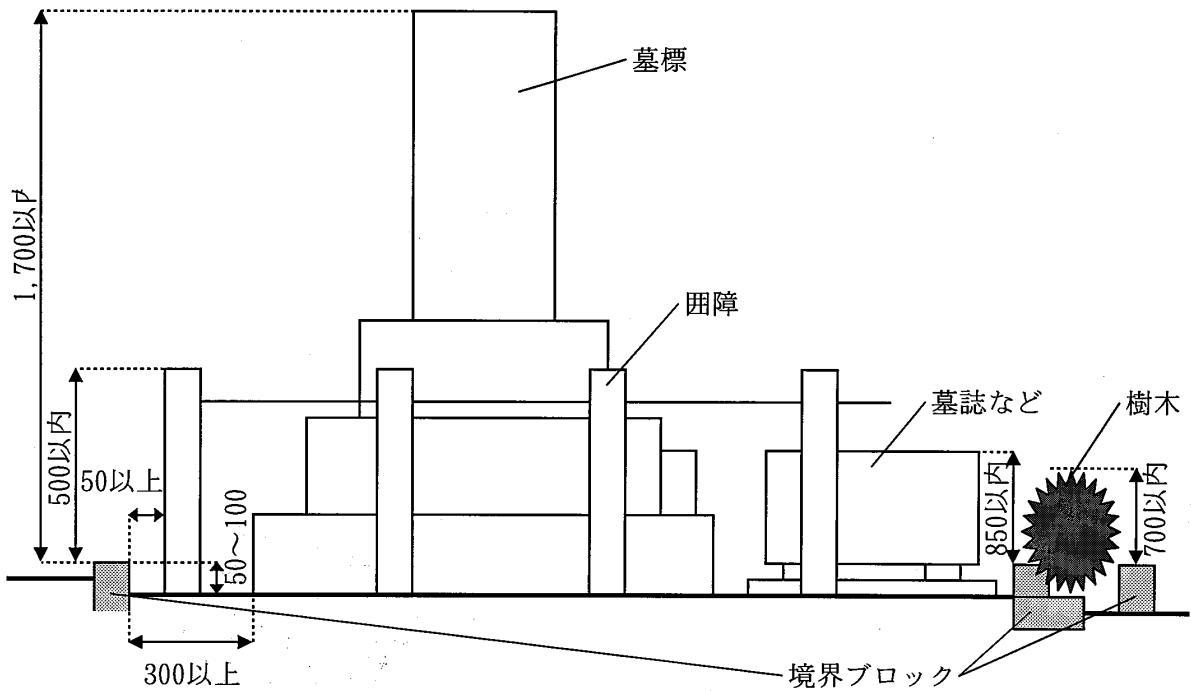
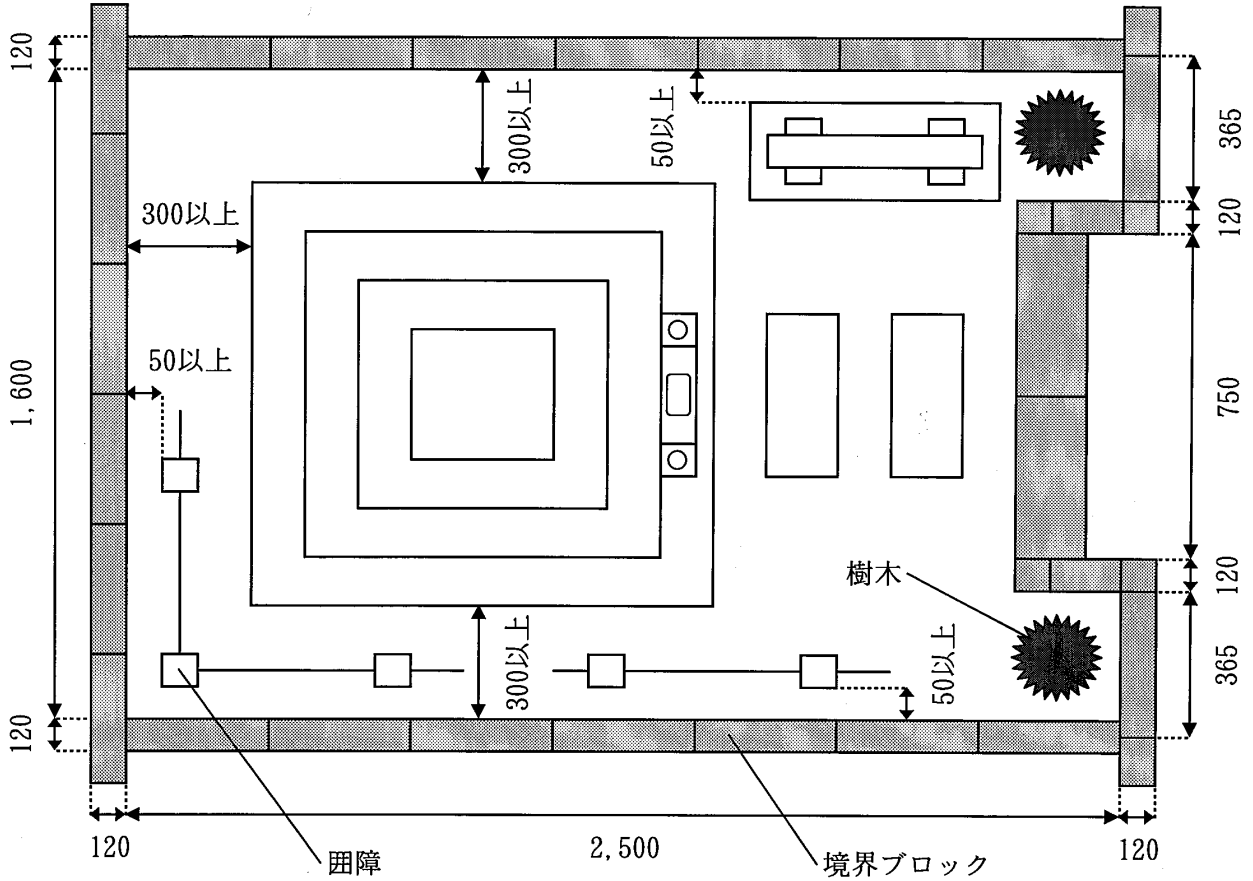
墓標等を設置した後に返還される場合は、更地にしていただき、上記により算定した額の2分の1をお返しします。ただし、中古もしくは新古の区画を購入された場合、返還時の還付金はありません

5. 墓所の使用方法

- (1) 墓標等を設置する場合は、次の条件に従い着手届を提出して承認を受けてください。
 - ・ 境界ブロックの取り外し、または移動をしてはならない。
 - ・ 墓所に設ける墓標その他、これに類する物は、境界ブロックの頂点から高さ170cmを越えてはならない。
 - ・ 墓所に設ける墓標の台石は、境界ブロックから30cm以上内側に設置しなければならない。
 - ・ 墓所内の樹木については、境界ブロックの内側とし、その高さは境界ブロックの頂点より70cmを越えないように管理しなければならない。
 - ・ 墓所内の敷地の高さは、境界ブロックの頂点より5cmから10cm下げた範囲とする。
 - ・ 囲障は、境界ブロックの内側より5cm以上離し、その高さは境界ブロックの頂点より50cmを越えてはならない。
 - ・ 墓標は1墓所に1基とする。
 - ・ 墓標以外の設置物を設置する場合は、境界ブロックの内側より5cm以上離し、その高さは、境界ブロックの頂点より85cmを越えてはならない。
- (2) 工事完了後は、完了届に写真を添えて提出してください。
- (3) 条例、規則に違反したとき、または許可の条件や指示に従わないときは、使用許可を取り消すことがあります。
- (4) 次の場合は、必ず事前に届け出てください。
 - ・ 墓標等を設置または移動しようとするとき。
 - ・ 焼骨を埋蔵または改葬しようとするとき。
 - ・ 使用者の死亡等により、墓所の使用権を承継しようとするとき。
 - ・ 使用をとりやめようとするとき。
 - ・ 使用者の住所等を変更したとき。

高坂墓園墓標設置基準図

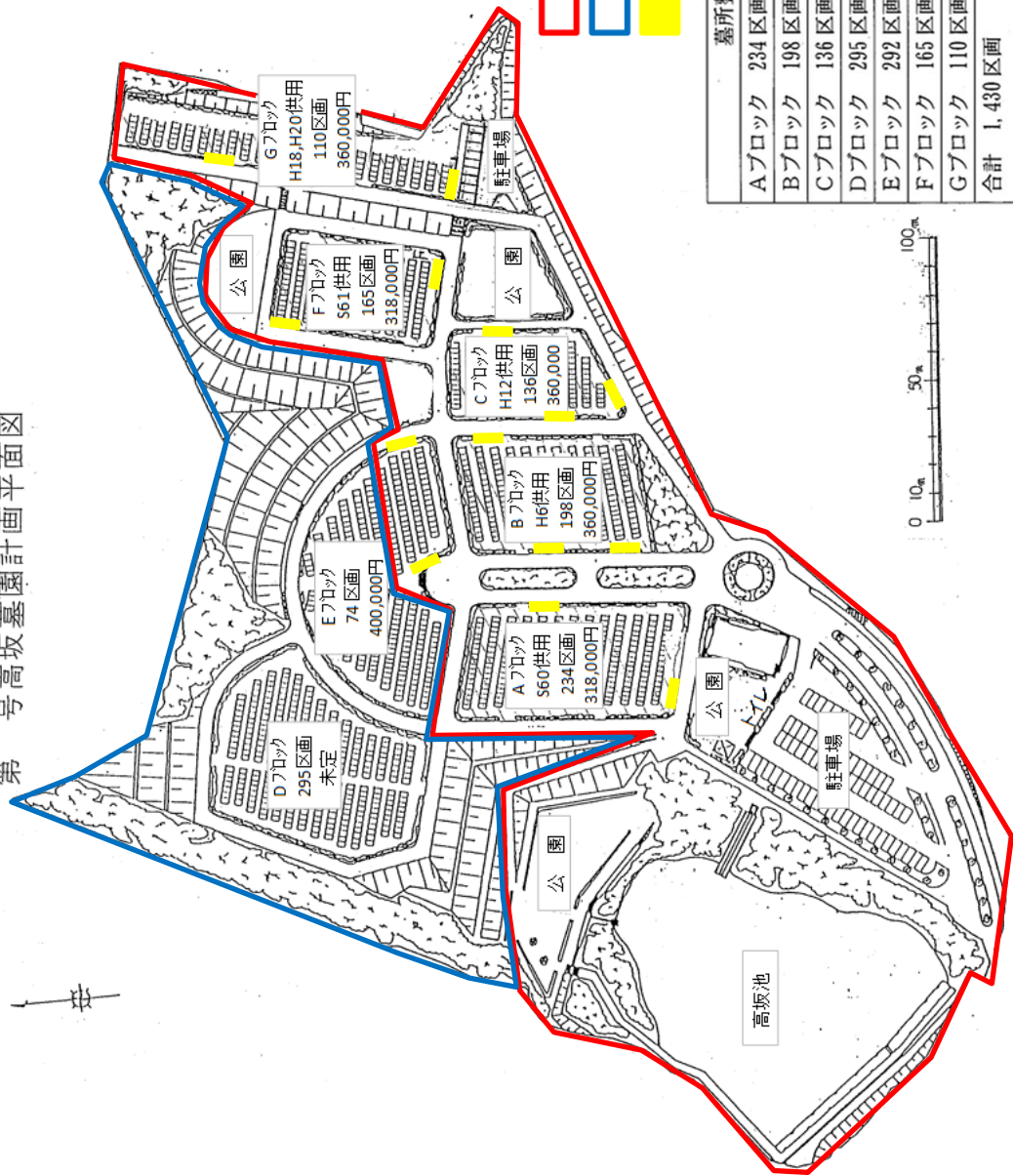
(単位：ミリメートル)



常滑都市計画墓園

第 号高坂墓園計画平面図

S=1/N

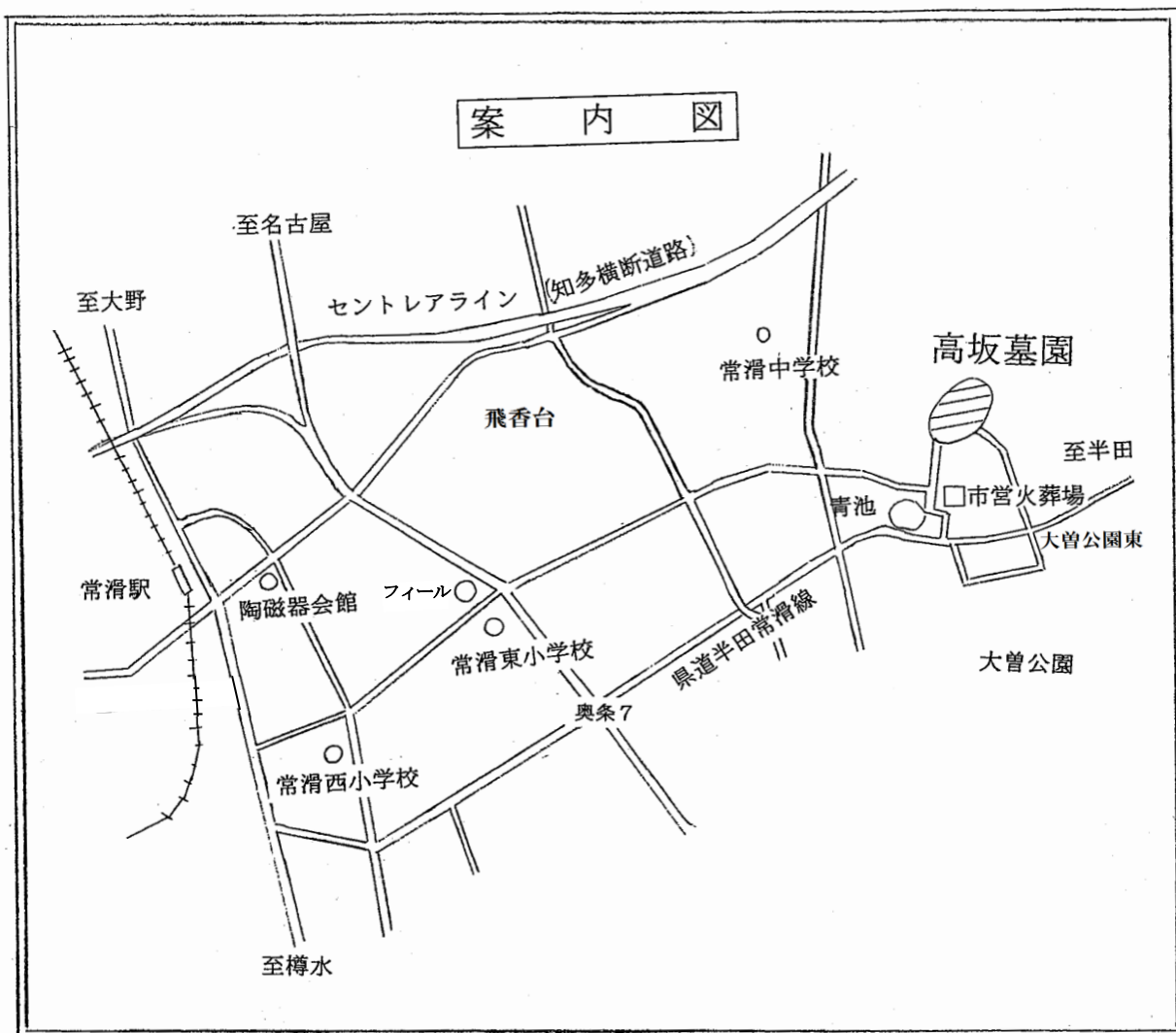


- 供用済エリア
- 未供用エリア
- 水道

墓所整備状況表

Aブロック	234区画	S60 供用
Bブロック	198区画	H6 供用
Cブロック	136区画	H12 供用
Dブロック	295区画	未供用
Eブロック	292区画	H27 一部供用 (74区画)
Fブロック	165区画	S61 供用
Gブロック	110区画	H18、H20 供用
合計	1,430区画	供用 917区画 未供用 513区画





○高坂墓園所在地：常滑市字高坂 2 3 番地 1 3

○問合せ先

常滑市役所 建設部 都市計画課 公園・区画整理チーム

住所：愛知県常滑市飛香台 3-3-5

TEL：0569-47-6122 (直通)

FAX：0569-35-5642